

インド商標法について



| | | |
|----|-------|-------|
| 作成 | 2015年 | 9月17日 |
| 改訂 | 2017年 | 4月5日 |
| 改訂 | 2018年 | 2月2日 |
| 追補 | 2020年 | 6月19日 |
| 改訂 | 2020年 | 8月13日 |

0. はじめに

BRICS (Brazil, Russia, India, China, South Africa) の一つとしてインドへの企業進出が期待されている。2014年度の段階でインドに進出した日系企業数は1000社を超え(2014年10月時点で1,209社)、支店などを含む拠点数も2500を上回るなど、インドの対日貿易は拡大している。

インドは二国間もしくは多国間の枠組みで各国との自由貿易協定・経済連携協定の締結を加速させており、日本との間でも日本インド包括的経済連携協定(日インドCEPA)を2011年8月1日に発効させている。これは、貿易及び投資の自由化・円滑化、知的財産の保護、競争政策の調和、ビジネス環境整備、各分野での協力など、両国の経済関係の一層の強化をはかるものであり、さらなるビジネスチャンスの拡大が期待される。この協定に関する協議では、日本側は自動車部品の関税引き下げ、インド側は後発医薬品認可手続の簡素化や、インド人の日本での就労機会の拡大を求めている。そして、協定発行から10年間で、日本への輸入品については97%、インドへの輸出品については90%の関税をそれぞれ撤廃する予定である。

このように海外進出が期待されるインドではあるが、海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要である。とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。また、インドの知的財産制度は、知的財産訴訟判決の積み重ねにより大きく変化しつつある。そのような点も踏まえ、法制度及び重要な判決例についても説明を加えていく。

【全14頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務戦略部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務戦略部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務戦略部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

